

○ 保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）

改正案

5 (略)	
表一・表二 (略)	
表三	
対象利率	安全率係数
○パーセント以下の部分	一・〇
○パーセントを超え、一・〇パーセント以下の部分	〇・九
下の部分	
一・〇パーセントを超え、二・〇パーセント以下の部分	〇・七五
下の部分	
二・〇パーセントを超え、四・〇パーセント以下の部分	〇・五
下の部分	
四・〇パーセントを超える部分	〇・二五

現行

5 (略)	
表一・表二 (略)	
表三	
対象利率	安全率係数
○パーセントを超え、一・〇パーセント以下の部分	〇・九
下の部分	
一・〇パーセントを超え、二・〇パーセント以下の部分	〇・七五
下の部分	
二・〇パーセントを超え、四・〇パーセント以下の部分	〇・五
下の部分	
四・〇パーセントを超える部分	〇・二五

